

徳島県経営者協会

会長 林 香与子 殿

一般社団法人徳島県トラック協会
会長 湯浅 恭介



運送契約締結時の書面交付の義務化、物流効率化の取り組みの 努力義務化及びトラック新法について（お願い）

拝啓 初秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送業界は、働き方改革関連法の適用、少子高齢化の進展などにより、トラックドライバー不足はますます深刻化しており、このまま何もしなければ2030年には徳島県において輸送能力が41%不足すると言われています。

そのような中、本年4月1日に「改正標準貨物自動車運送約款」が施行され、荷主と元請運送事業者が運送契約を締結する際に、相互の書面交付が義務化され、交付書面には契約の範囲や料金などを明確にするために六つの事項の記載が必要となり、その写しを1年間保存しなければならないとなりました。

同時に「改正物流効率化法」も施行され、全ての荷主（発荷主・着荷主）に対し、「積載効率の向上」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」など、物流効率化の取り組みの努力義務が課されることとなりました。

また、本年6月4日に成立したトラック新法（トラック適正化二法）では、荷主に大きく関係してくる内容が含まれました。（※トラック新法は3年以内に施行予定です）

まず一つ目は、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保するために、適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施するという内容になります。

二つ目は、違法な「白トラ」の取締り強化が掲げられ、違法な白トラを利用した荷主に対し是正指導を実施するという内容になります。

つきましては、貴団体傘下の会員の皆様に対し、本改正内容等につきましてご周知賜りますようお願いいたしますとともに、変化する時代の中で、今後も安心・安全・確実な輸送サービスを提供していくためにも、格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【参考資料】

- ◆改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されました（パンフレット）
- ◆2025年4月から、全ての荷主（発荷主・着荷主）に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました（パンフレット）
- ◆貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（トラック新法）

令和7年
4月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されました

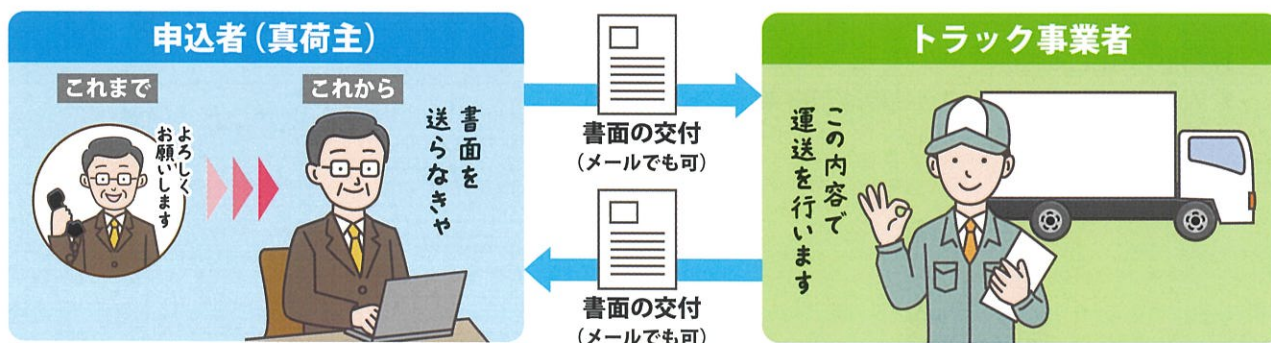


標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 運送契約締結時の書面交付（運送の申込み、運送の引受け）について

[関係条項：標準貨物自動車運送約款（第六条、第七条）]

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む）の交付に係る第六条（運送の申込み）、第七条（運送の引受け）について、相互に交付することになりました。



※運送の申込み、運送の引受けに係る書面交付は、申込者（真荷主）、トラック事業者双方に義務付けられます。

書面交付の詳細は裏面を参照

2 個人を対象とした運賃・料金等の店頭掲示

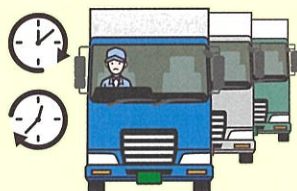
[関係条項：標準貨物自動車運送約款（第三十二条）]

個人を対象とした運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する旨が明確化されました。

● 交付書面には、以下の事項の記載が必要になります。

- ① 運送役務の内容・対価 ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所 ⑤ 運賃・料金の支払方法 ⑥ 書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人：*****@aaa.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先：*****@aaa.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制 品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場) 取卸：4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30 分程度 取卸作業の委託：有、30 分程度 附帯業務の内容： 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料 3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL: 028-111-***** / FAX: 028-222-***** E-MAIL: *****@aaa.co.jp	差出人：*****@xxx.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 13:25 宛先：*****@aaa.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品㈱ ○○食品㈱ 国土さま メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※) □□運輸㈱ □□課 運輸 一郎 〒xxx-xxxx 栃木県□□市□□2-2-2 Tel: 028-333-xxxx / Fax: 028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人：*****@aaa.co.jp 送信日時：2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先：*****@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品 1 トン輸送のため 冷凍車 1 両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等：冷凍車 1 両、貸切距離制 品名：冷凍食品 1 トン (10 パレット) 積込：4/5 12 時 (○○食品 A 工場) 取卸：4/5 15 時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30 分程度 取卸作業の委託：有、30 分程度 附帯業務の内容： 15 時 30 分～16 時 30 分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料 3,000 円 消費税 6,000 円 合計：70,000 円 支払方法：R7.4.4 銀行振込 ○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL: 028-111-***** / FAX: 028-222-***** E-MAIL: *****@aaa.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

令和7年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約条項をとりまとめたものです。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

荷主の皆さん、チェックしましょう！

荷主（発荷主・着荷主）の判断基準の簡易チェックリスト

荷物を出す人 －第1種荷主（主に発荷主）－		荷物を受け取る人 －第2種荷主（主に着荷主）－	
積載効率の向上	他の貨物との積合せなどトラック事業者が積載効率の向上等に取り組めるよう、適切なリードタイムを確保されていますか。	積載効率の向上等と、積載効率の向上等の取組を進めるため、協議を行っていますか。	☐
	貨物の出入荷量の適正化を図るため、貨物の量の平準化、受渡し日時の集約等を行われていますか。	着荷主として、積載効率の向上等取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間で連携されていますか。	☐
	配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路を最適化されていますか。		
	上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間で連携されていますか。		
荷待ち時間の短縮	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	☐
	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	☐
	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	☐
荷役等時間の短縮	荷役等の効率化を図るため、一貫パレチゼーション実現のための標準仕様パレットをはじめとしたパレットや、荷役の効率化に資する輸送器具を導入していますか。	検品を効率的に実施するための機械を導入する等、検品の効率化を図っていますか。	☐
	標準仕様パレット等の使用や、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行ったり、フォークリフトや荷役等作業員の適切に配置する等の取組を進めていますか。	荷役等の効率化を図るため、フォークリフトや荷役等作業員の適切な配置等の取組を進めていますか。	☐
	着荷主（第2種荷主）や寄託先である倉庫業者等に対し、出荷情報を事前に通知したり、検品を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検品の効率化を図っていますか。	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。	☐
	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。		

法改正に関する情報



物流効率化法 理解促進ポータルサイト
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



国土交通省



経済産業省



農林水産省



全ト協

荷主企業の皆様へ

2025年4月から、全ての荷主（発荷主・着荷主）に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました

政府目標（2028年度）

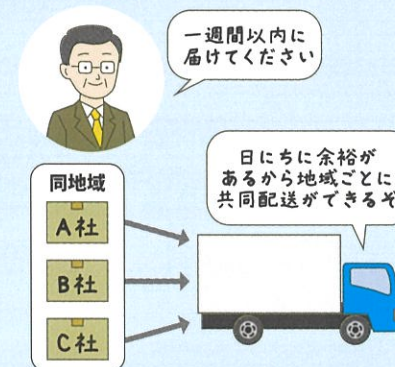
- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で、1運行当たりの**荷待ち・荷役等時間**を**1時間短縮**（1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を原則1時間以内に短縮）
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で、**積載効率50%**を実現（全体の車両で積載効率44%に増加）

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です！

全ての荷主企業の努力義務

積載効率の向上

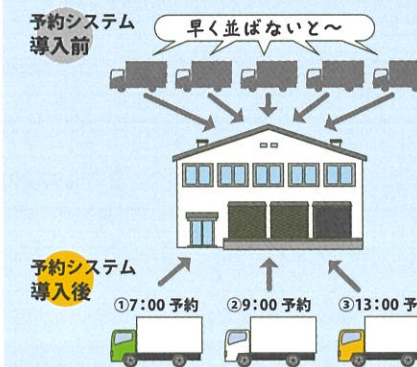
- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約 等



例：リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

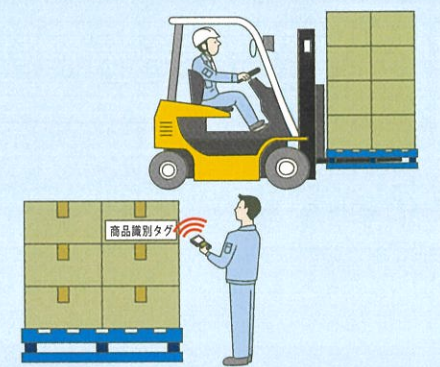
- 適切な貨物の受取・引渡日時の指示
- 予約システムの導入 等



例：トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善 等



例：同一パレットの利用や検品の効率化

2026年4月施行予定 一定規模以上の荷主企業^(※)の義務

^(※) 荷主企業における一定規模の基準は、年間貨物取扱重量が90,000トン以上となる予定です

中長期計画の策定、提出

実施状況の定期報告

役員レベルの
物流統括責任者（CLO）の選任

取り組みが不十分な場合は、国が勧告・命令等を実施



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

物流効率化の取り組みの努力義務（物流効率化法）

荷物を出す人(発荷主)も荷物を受け取る人(着荷主)もどちらも物流効率化に向けた取り組みが必要となります！

積載効率の向上

- 適切なリードタイムの確保
- 貨物の出入荷量の適正化
- 配車計画又は運行経路の最適化
- 部門間の連携を促進

荷待ち時間の短縮

- 貨物の入出荷時の日時等を分散
- トラックの到着日時を調整
- 寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散

荷役等時間の短縮

- 荷役等の効率化を図る
- 検査の効率化を図る
- 荷役等を円滑に行うことができる環境を整える

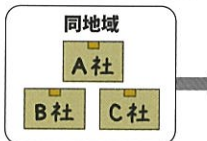


荷物を出す人

— 第1種荷主（主に発荷主）—



積載効率の向上



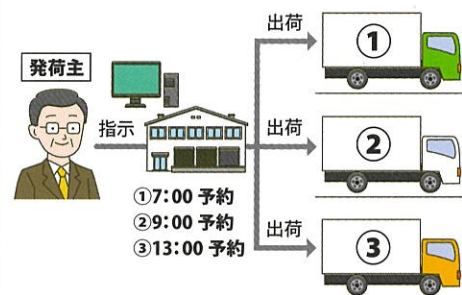
リードタイムの確保

出荷日時
に余裕があるから
共同配送が
できるぞ



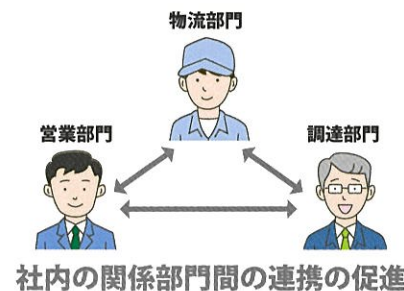
積載効率向上のための協力

荷待ち時間の短縮



予約受付システムの活用
(発注の前倒しや出荷日時の分散)

実効性の確保

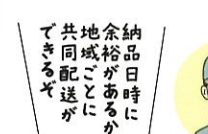


社内の関係部門間の連携の促進

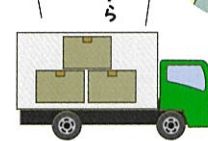


荷物を受け取る人

— 第2種荷主（主に着荷主）—



積載効率の向上



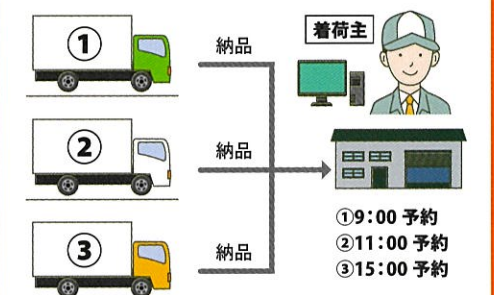
リードタイムの確保

納品日時
に余裕があるから
共同配送が
できるぞ



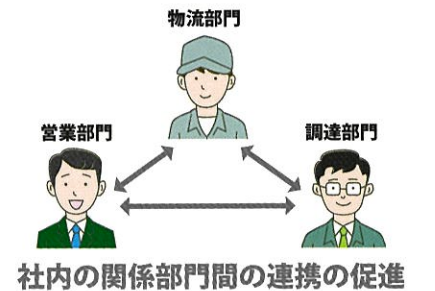
積載効率向上のための協力

荷待ち時間の短縮



予約受付システムの活用
(受注の前倒しや納品日時の分散)

実効性の確保



社内の関係部門間の連携の促進

実効性の確保

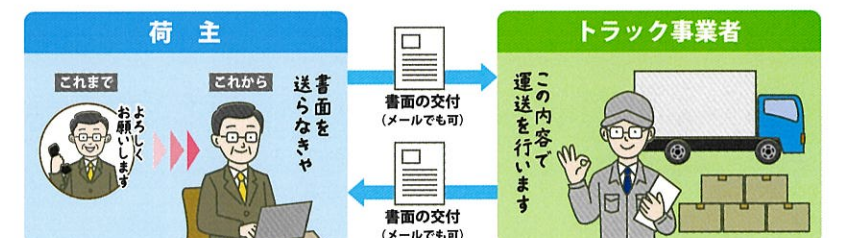
- 物流効率化の取組に関する責任者の選任
- 社内教育の実施等による体制整備
- 物流効率化に向けた取組の状況、効率化のための取組の実施状況・効果の把握
- データの標準化や関係者間の連携

運送契約締結時における書面交付の義務（改正貨物自動車運送事業法、改正標準貨物自動車運送約款）

荷物を出す人(発荷主)にも書面の交付が必要となります！

運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、**荷主・トラック事業者双方に**運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した**書面の交付が義務付け**られます。

※運送を行う前に、荷主と運送事業者との間で、お互いに書面やメールなどによって、法定事項の情報を確認しなければなりません。



貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。（令和7年6月4日成立、6月11日公布）

貨物自動車運送事業法の一部改正（令和7年法律第60号）

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）

1. 基本方針の策定

（1）体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

（2）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保